

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託仕様書

1 業務名

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務

2 業務の目的

鹿児島市国民健康保険被保険者のレセプトデータから、重複・多剤服薬者を抽出し、個別通知等での介入による適正な受診や服薬の促進、また介入後の効果分析・評価を行うことで、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図るもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 履行場所

- (1) あらかじめ受託者が申し出をし、委託者が承諾した場所
- (2) 履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。

5 業務内容

(1) データ分析業務

委託者は直近3か月分（令和7年4月から同年6月）の医科及び調剤にかかるレセコード情報を契約締結後、準備が出来次第受託者に提出し、通知実施後の3か月（令和7年10月から同年12月）においても同様のデータを委託者が入手次第、受託者に提供することとし、受託者は受領したデータを活用し、以下の分析を行う。

(ア) 重複・多剤服薬者のリストの作成

受託者はデータ分析により、令和7年4月から同年6月において、重複・多剤服薬者の対象者を特定し、対象者ごとの服薬状況をまとめたリストを作成する。

(イ) 通知対象者の提案及び決定

受託者はデータ分析により、通知すべき対象者を抽出し、抽出データが正しいかを検証・確認し、委託者の合意をもって、最終的な通知対象者を決定する。なお、通知対象者の氏名、生年月日、記号番号、通知内容を一覧にし、委託者へ電子データで提供するものとする。（問い合わせへの対応、通知後の保健指導への活用のため。）

(ウ) 通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定

通知対象者の通知前と通知後の服薬状況及び医療費の変化を分析し、事業実施による効果を検証する。またその際、委託者に効果を明確に示すこと。

(2) 重複・多剤服薬者への通知作成業務

(ア) 対象者

令和7年4月から同年6月の医科・調剤レセプトを分析し、以下のいずれかに該当する者に対して、委託者の事業目的に最適な通知対象者を抽出する。抽出条件についての詳細は、委託者と協議の上、決定するものとする。

- ・抽出条件①：3ヶ月間のうち2ヶ月以上、複数の医療機関で同一の薬効・同一成分の処方がある対象者

- ・抽出条件②：ひと月内において、複数の医療機関で同一の薬効・同一成分の処方があり、かつ医薬品の処方件数が多いの種類ある対象者
- ・抽出条件③：ひと月内において、複数の医療機関で、医薬品の処方件数が多いの種類ある者

(イ) 対象人数

通知は1回とし、おおむね2,000人を対象者とする。ただし、通知対象者を除外する場合は、最終的な対象者数は委託者と協議の上、決定するものとする。

(ウ) 実施時期

令和7年10月

(エ) 送付物の内容

送付物は令和7年9月中旬頃までに作成する。なお、通知内容にあたっては、現状の服薬状況と服薬のリスク等について記載し、通知対象者が医療機関や薬局に服薬相談することを促す内容とする。また、通知対象者へ重複等受診した理由や現在の重複等服薬の状況、お薬手帳の活用等を問うお尋ね票を作成し、返信を促す内容とする。返信用封筒については、受託者が封筒を準備し、委託者が作成した原稿を封筒に印刷する。

送付物の校正及び内容変更は、必要と客観的に判断できる場合において3回程度とし、委託者と受託者の間で協議し、両者合意の下で実施する。

(オ) 送付物の印刷・印字

送付物の印刷、また送付物の形状により必要となる封入・封緘業務は受託者が実施する。

送付に使用する封筒は、個人情報を含む送付物の内容（宛先を除く）が外から見えぬよう、裏地紋入りの封筒にする等、個人情報の取り扱いに留意した形のものとする。

通知対象者の郵便番号、宛先、宛名は、委託者がCSV形式の電子ファイルで提供する宛名データを基に、受託者が印刷する。受託者は、委託者が提供する下記の情報を基に1から5までの項目について宛名面へ印字を行う。

1	郵便番号
2	住所（〇〇市＋町丁名＋地番）
3	住所（方書）
4	漢字氏名
5	カスタマーバーコード
6	カタカナ氏名
7	被保険者証番号
8	管理番号
9	生年月日

なお、送付物については、その記載内容を受託者にて検証・確認した上で、印刷・印字の状態について確認できるものを委託者へ提示し、了承を得ること。

(カ) 送付物の納入の方法・場所

印刷した送付物は、郵便局ごとの郵便番号別に区分け・梱包し、下記へ送付する。

<納入場所>

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係 宛

(3) サンプル納品

受託者は、業務が完了したときは速やかにサンプルを委託者に納品する。また、受託者は、中間段階におけるサンプルを求められたときは、速やかに委託者に提出しなければならない。

受託者は、納品したサンプルの誤り又は訂正事項があった場合、業務完了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出しなければならない。

サンプルの著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、サンプルについては、秘密情報等が含まれないものとする。

(4) 電話相談窓口の開設および電話相談対応

一斉におおむね2,000人へ通知発送を行うため、受託者は電話相談窓口の開設および電話相談対応を実施する。

通知文書への電話相談窓口の記載を行う。電話相談対応マニュアルを、参考として委託者へ提示する。電話相談件数や相談日時、相談内容、その回答内容をまとめて適宜委託者へデータにて、セキュリティに考慮した方法で、委託者に報告する。

(5) 通知結果の分析・報告業務

受託者は契約期間内に行った通知業務によって対象者の医療費および薬剤がどのように増減したかについての効果を検証し、報告書を作成する。また、効果検証の結果、令和8年度以降の通知事業の有効な施策についても併せて提案すること。

(6) 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成

受託者は、委託者が医師会及び薬剤師会への事業説明を行う際の資料の作成を行う。資料は角形2号で送付するため、封筒に入る大きさで納品すること。

6 提供データについて

委託者より提供するデータは下記のとおりとし、各データの媒体はCD-RまたはDVD-Rとする。

なお、取り扱うデータは個人情報であるため、セキュリティが確保された方法で受け渡しを行うこととし、受け渡しにかかる費用は受託者が負担する。

(1) 対象者抽出のための分析用データ

令和7年4月から同年6月の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報（なお、契約締結後まだ委託者が入手していないデータについては委託者が入手次第受託者に提出するものとする）

（帳票名）

医科：21_REC_CODE INFO_MED.CSV

調剤：24_REC_CODE INFO_PHA.CSV

(2) 通知対象者用宛名データ

委託者は、印字に必要な情報（被保険者資格データ）をUTF-8、BOM無しのCSV形式電子ファイルで提供する。なお、印字用データのほか外字ファイルについても委託者から提供する。

文字フォント仕様：MS明朝

ただし、外字ファイルにて対応できない文字に関しては除外対象とする。

(3) 結果報告のための分析用データ

委託者は、令和7年10月から同年12月の医科及び調剤にかかるレセ電コード情報と、被保険者資格データをUTF-8、BOM無しのCSV形式電子ファイルで提供する。

7 業務体制

- (1) 受託者は、受託業務の遂行を統括する業務責任者を定める。
- (2) 業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 業務責任者及び業務従事者は、本業務の履行が確実に行われるよう、本契約の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保証する。
- (4) 受託者は、業務責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者に承認を受けなければならない。
- (5) 業務責任者を変更する場合は、業務の支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

8 情報セキュリティ対策及び秘密情報（個人情報等）の取り扱いについて

- (1) 本業務で秘密情報等重要な情報を扱う場合は、使用目的及び使用範囲等を明確化し、報告すること。
- (2) 本業務に係る従業員における、秘密情報等保護に関する規則等について報告すること。
- (3) 本業務において使用する秘密情報等重要な情報に関し、アクセスできる従業員の一覧及びアクセス方法について報告すること。
- (4) 本業務に係る従業員に行う、セキュリティ教育の内容・実施年月日等について報告すること。
- (5) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合は、その公表もしくは本市における公表に対応するため、状況等について逐次報告すること。
- (6) サーバは国内のデータセンターに設置すること。
- (7) 秘密情報等重要なデータについては、原則インターネットと接続されていない環境で保存することとし、やむを得ずインターネットに接続する場合は、事前に本市へ承認を得るとともに、セキュリティ対策について報告すること。
- (8) 秘密情報等重要なデータについては、暗号化等による保護を行うこと。
- (9) 本業務終了後、本市が提供した、又は業務を履行するうえで、収集した個人情報等重要なデータについては返却もしくは復元できないように消去し、結果を報告すること。
- (10) 本市が求めるセキュリティ対策が実現されるかの確認のため、別紙の情報セキュリティ対策チェックシートを提出すること。また満たされない項目については是正措置を行う

こと。

- (11) 本業務の履行にあたり知り得た情報を、第三者に開示又は本業務の履行以外の目的で利用しない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）ものとする。
- (12) 受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守すること。
- (13) 知り得た情報を他に漏洩してはならず、この契約が終了し、又は解除された後においても同様の義務を負うものとする。

9 委託料の支払い

業務完了後、検査合格したのち、受託者からの請求により支払うものとする。支払い回数については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。なお、前金払等は行わない。

10 その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (2) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (3) 業務の処理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議して決める。
- (5) 契約後すみやかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
なお、現状のスケジュール概要（予定）については以下のとおりとする。

時期	内容
令和7年7月下旬	契約書の締結
令和7年8月中旬	重複・多剤服薬通知対象者の抽出条件の決定
令和7年8月下旬	重複・多剤服薬通知対象者の決定
令和7年9月中旬	送付物作成
令和7年9月下旬～10月上旬	送付物の印刷・発送
令和8年3月初旬から中旬	通知結果の分析・報告書作成
令和8年3月下旬	事業報告書提出